

市・県民税の納税通知書を送付します

令和2年度の市・県民税納税通知書を送付します。お手元に届きましたら、納期内納付をお願いします。

問 税務課市民税係
☎ 0263-520638

新型コロナウイルス感染症の関係で所得税の申告納付期限が延長となりましたが、**3月下旬以降に所得税の確定申告書を提出された場合**、税務署から市役所への資料送付が遅れる場合があります。この場合、今回の納税通知書には確定申告の内容が反映されず、**第2期以降の市・県民税の額に反映**されますので、ご理解をお願いします。

第1期の納期限は6月30日(火)

令和2年度の市・県民税の税額は、昨年(平成31年1月～令和元年12月)の所得などから計算しています。納税通知書(普通徴収分および公的年金からの特別徴収分)がお手元に届きましたら、内容をご確認の上、納期内納付をお願いします。

■納税通知書発送日 6月9日(火)

■納付方法 金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、口座振替(本市指定の金融機関のみ)

※取扱店の詳細は、納付書をご覧ください。

※口座振替は申し込みから1カ月程度かかるため、直近の納期限に間に合わない場合もありますので、ご承知おきください。

普通徴収の納期限は年4回です

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	令和3年2月1日(月)

※口座振替の場合は、納期限の日に振り替えとなります。

よくあるQ&A

Q: 1月2日以降に本人が死亡した場合、納税義務はありますか？

A: 市・県民税を課税する基準日は、その年の1月1日です。そのため、令和2年1月2日以降に亡くなられた人でも、令和2年度の市・県民税が課税される場合があります。その場合、納税義務は相続人に承継されます。

Q: 夫の扶養になっているのに、納税通知書が届きました。収入は給与収入のみです。

A: 所得税の場合、給与収入額が103万円(所得38万円)以下の人は税金が掛かりません。市・県民税については、給与収入額が93万円(所得28万円)を超える人(未成年・寡婦・寡夫・障がい者などを除く)には、均等割(年税額5,500円)が課税されます。

65歳以上の皆さんは公的年金から特別徴収(天引き)されます

次のすべてに該当する人は、年金所得に係る市・県民税が公的年金から天引きされます。なお、給与所得などがある場合は、複数の納付方法となる場合があります。

■対象

- 令和2年4月1日現在で、65歳以上の人
- 前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務がある人
- 老齢または退職を事由とする公的年金を、年額18万円以上受給している人
- 本市での介護保険料が公的年金から天引きされている人

給与からの特別徴収(天引き)について

県内全市町村と長野県では、原則すべての事業主(給与支払者)を特別徴収義務者に指定し、従業員の給与所得に係る市・県民税の特別徴収を徹底しています。

これにより、これまで自分で納付していた人も、給与からの特別徴収となる場合があります。

勤務している会社などの給与支払者には、給与から特別徴収する人の税額決定通知書(納税義務者用)を5月15日(金)に送付しました。

所得課税証明書は

6月10日(水)から発行できます

令和2年度の課税額や平成31(令和元)年中の所得額などが記載された市・県民税所得課税証明書は、市役所1階税務課、各支所および市民交流センター2階総合受付で発行できます。

■発行手数料 1通300円

■持ち物 運転免許証などの本人確認書類

※本人および同一世帯の親族以外の方が証明書を請求する場合は、本人からの委任状が必要です。

※市民交流センターでは、一部の証明書のみ発行できます。なお、本人または現在市内で同一世帯の親族のみへの発行となります。詳細は、市ホームページ(☎ <https://www.city.shiojiri.lg.jp/kurashi/zeikin/shizei/zeimukankeishomeisho/ichiran.html>)をご覧ください。

